

第3章 市民意見の概要

⑨ 3-1 住民アンケート

3-1-1 調査目的

対象施設の利用頻度の把握、バリアフリー化に対する具体的な要望等、バリアフリー化に対する意識・意向を把握し、生活関連施設・生活関連経路を選定する際の基礎資料とします。

3-1-2 調査方法

(1) 調査対象者

高齢者、障がい者、妊産婦、ベビーカー使用者、その他の市民等

(2) 調査期間

平成23年7月19日（火）～8月5日（金）

(3) 配布・回収方法

対象者および配布方法	回収方法
①市内在住の市民（20歳～64歳）の男女より 1,000人を無作為抽出し、郵送配布	郵送
②障がい者団体へ配布・協力依頼 <全2回>	郵送
③老人クラブへ配布・協力依頼 <全1回>	直接
④保健センターの健診時（小さいお子さんをお 持ちの方）に配布・協力依頼 <全3回>	郵送

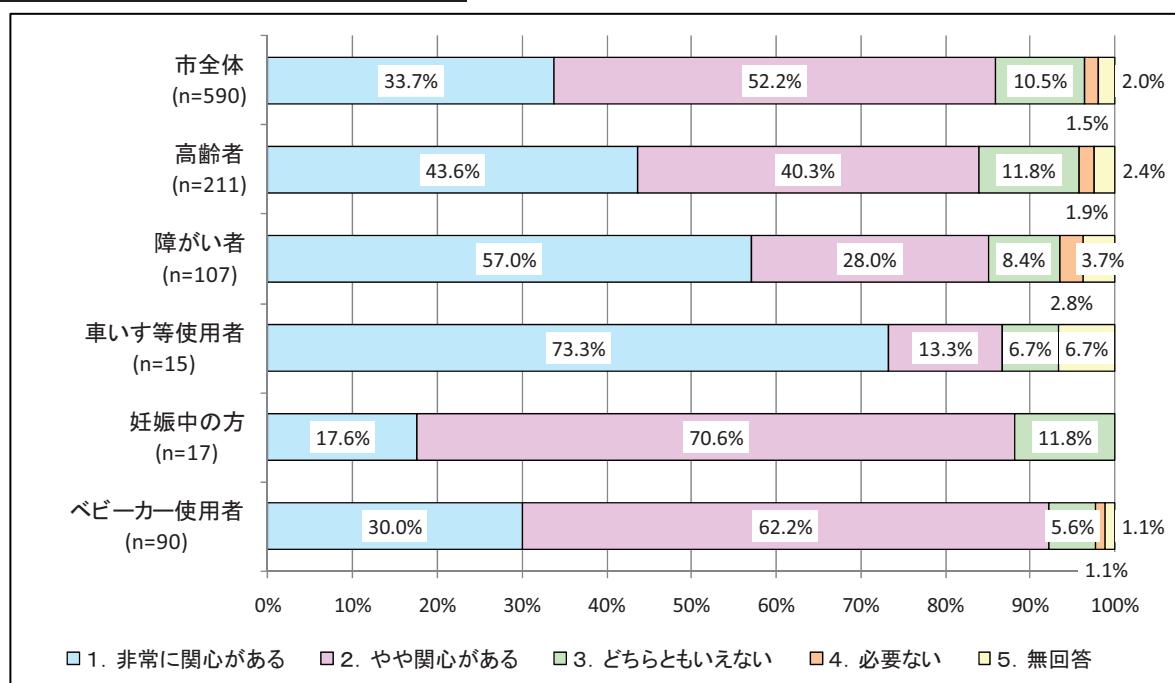
(4) 配布・回収方法

送付数	1,295 件
回収数	590 件
回収率	45.6%

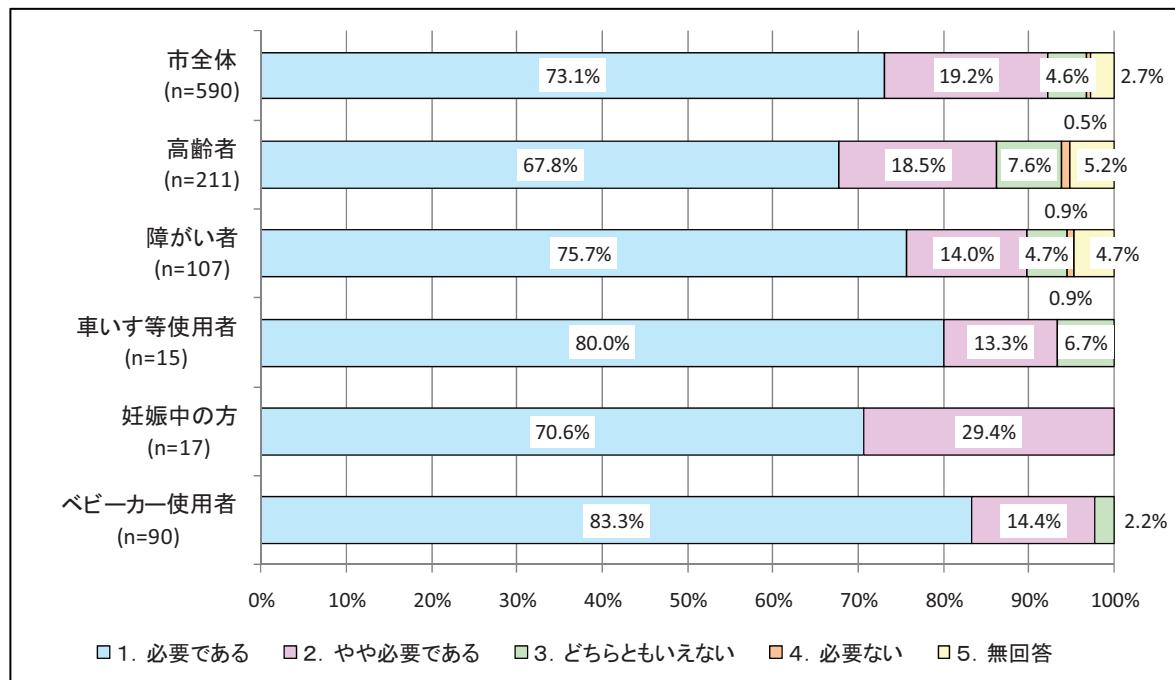
3-1-3 調査結果

- バリアフリーに対する住民の関心度は高く、特に当事者の方々はバリアフリーに対して非常に関心を持っている。
- 道路や建物などのバリアフリー化の必要性は高い。
- 市内の歩行空間は約7割の方が「危険だ」と感じており、特に「歩道が狭く、危険だ」という意見が多い。
- 御殿場駅周辺では、市役所等の公共公益施設や、大型商業施設がよく利用されている。
- 御殿場駅自由通路へのエスカレーター設置に対して「必要性は低い」という意見が多い。

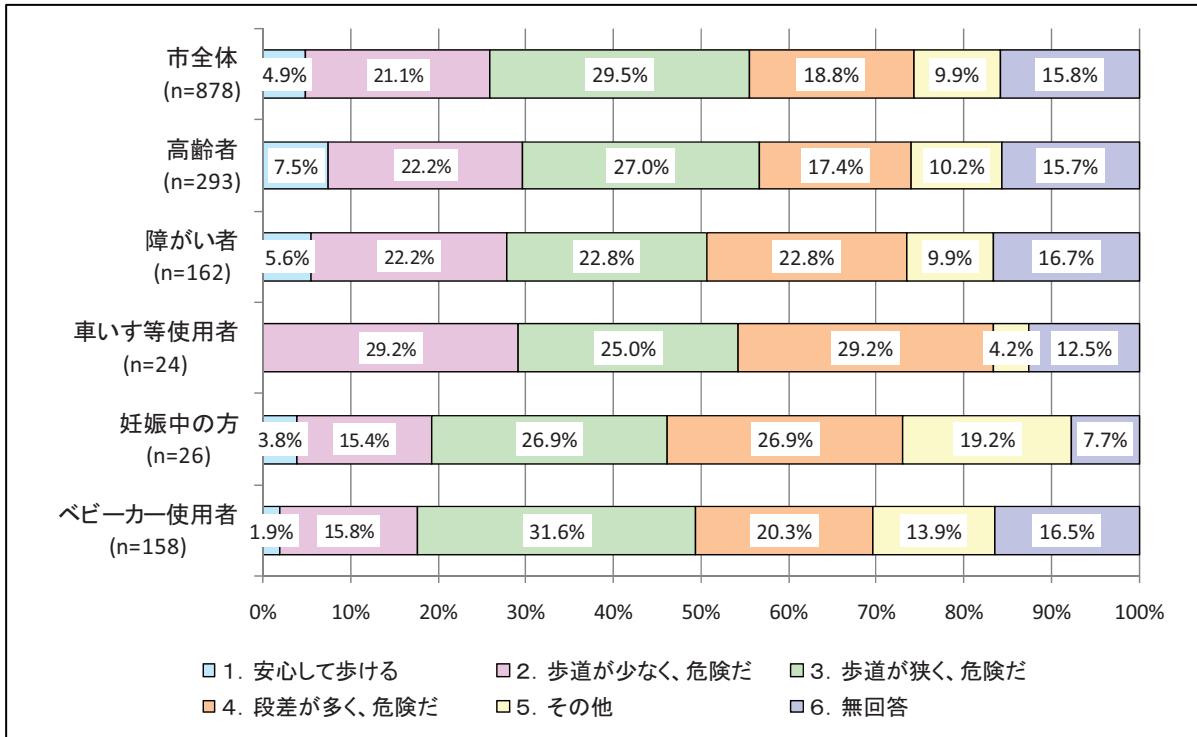
問1 バリアフリー化への関心度



問2 道路や建物などのバリアフリー化の必要性



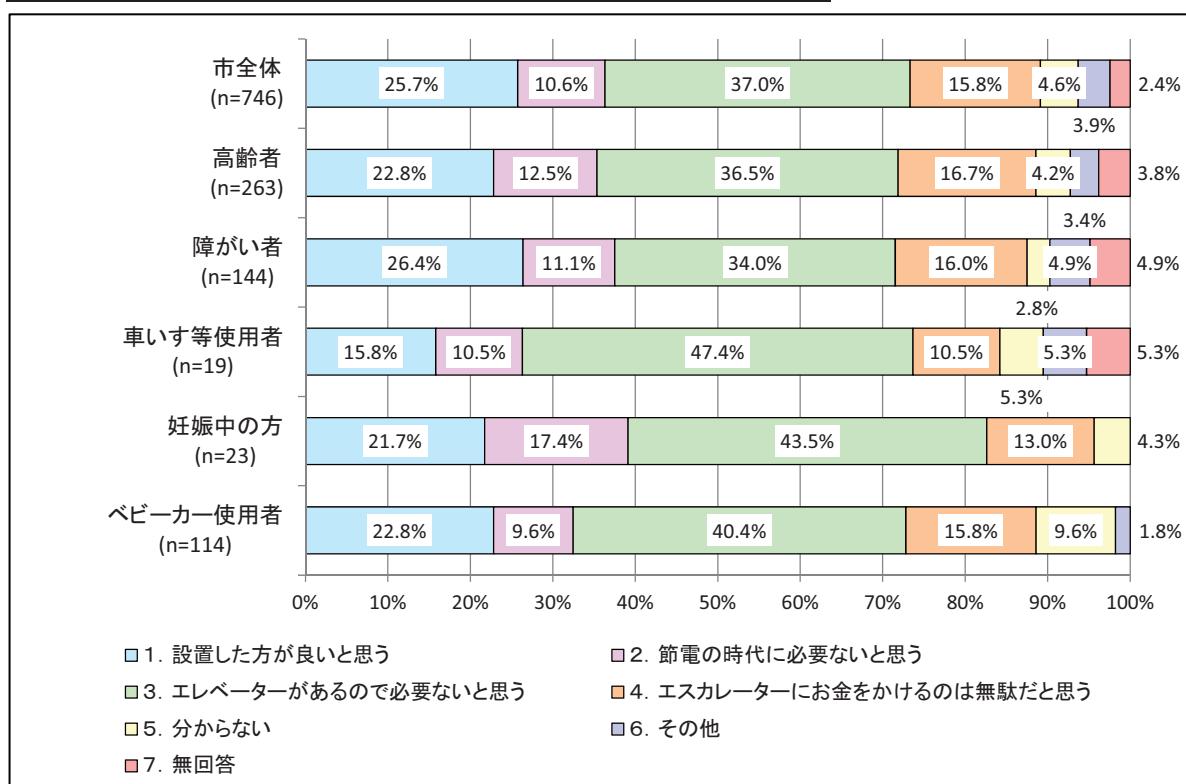
問3 市中心部の道路の安全性



問4 御殿場駅周辺施設の利用状況

利用頻度	施設名称
60%以上	御殿場市役所、御殿場駅、御殿場郵便局、大型商業施設（5店舗）
40%～60%	富士病院、大型商業施設（5店舗）、
30%～40%	御殿場市民会館、御殿場市立図書館、フジ虎ノ門整形外科病院、大型商業施設（5店舗）
30%未満	BE-ONEビル、中央公園、東部病院、ホテル御殿場館 21

問5 御殿場駅東西入口へのエスカレーターの設置について



⑥ 3-2 関係者ヒアリング

3-2-1 調査目的

対象施設の利用状況の把握、バリアフリー化に対する具体的な要望等、当事者の方のバリアフリー化に関する意向を把握し、生活関連施設・生活関連経路の選定および、特定事業^{※1}検討の基礎資料とします。

3-2-2 調査方法

肢体障がい者や聴覚障がい者、視覚障がい者、お子さんをお持ちの方を対象に、各団体等を通じて調査を実施しました。

対象者	調査日	場所	方法	回答数
御殿場市身体障害者福祉会	平成 23 年 7 月 28 日（木）	市民交流センター ふじざくら	直接 聞き取り	6 件
妊娠・子育て中の方				
①赤ちゃんセミナー	平成 23 年 8 月 2 日（火）			
②1歳6ヶ月児健康診断	平成 23 年 8 月 9 日（火）	保健センター	直接 聞き取り	13 件
③プレママ学級	平成 23 年 8 月 19 日（金）			
聴覚障がい者 視覚障がい者	平成 23 年 9 月 9 日（金） ～9 月 26 日（月）	—	アンケート 直接配布 郵送回収	27 件

3-2-3 調査結果

（1）施設

【よく利用する施設】

御殿場市役所、御殿場市立図書館、御殿場郵便局、富士病院、東部病院、フジ虎ノ門整形外科病院、大型商業施設等

- 障がい者用のトイレを設置してほしい。（トイレが狭い）
- 車いす使用者や、妊娠・子育て中の方は、エレベーター、エスカレーターを設置してほしい。
- 階段にスロープを設置してほしい。
- 授乳室があると良い。
- 病院や市役所の窓口等で呼び出されてもわからないことがあるので、ポケベルのようなもので知らせるシステムがあると良い。
- 盲導犬を連れて入れる飲食店が少ない。

※1 特定事業：公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業および交通安全特定事業をいう。特定旅客施設・乗合車両、道路、特定路外駐車場、都市公園、特別特定建築物、交通安全施設などにおける移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業。

(2) 道路

【よく利用する道路】(P47 図5-3 生活関連経路 位置図 参照)

県道沼津小山線、県道御殿場箱根線、(都)新橋深沢線、0217号線、1453号線、
1456号線、1649号線、0218号線、4242号線、0216号線

- 歩道に段差があるため、危険。(ベビーカーで通りにくい)
- 歩道が狭く、自転車や自動車とすれ違う時に危険。
- 交差点に横断歩道や信号機をつけてほしい。
- 歩道に視覚障害者誘導用ブロック^{※1}を設置してほしい。
- 側溝の穴にはまることがある。

(3) 駐車場（施設の駐車場合む）

- 障害者等用駐車スペースに一般の方が駐車していることがある。
(マナーを守ってほしい、証明書を発行するなど利用を制限した方がいい)
- 障害者等用駐車スペース^{※2}があっても、狭くて止めにくいことがある。(壁際など)
- 御殿場駅に障害者等用駐車スペースを設置してほしい。

(4) バス

- 車いすで乗車する場合、5日前に予約しなければならないのが不便。
- 停留所に待合スペースがほしい。
- バス（高速バス）のステップが高く、乗降が不便。
- 視覚障がい者にとって、運賃表が見えない。(運賃がわからない)

(5) タクシー

- トランクに車いすを積めないことがあり、座席に車いすを乗せると嫌がられるので利用しにくい。
- 聴覚障がい者は、筆談で対応してもらえれば利用したいと思っている。

(6) 鉄道

- 電車とホームの間に段差がある。
- 視覚障がい者は、時刻表等の案内表示が上の方にあるため見えない。
- ベビーカーで乗車しにくい。赤ちゃんが泣くと迷惑がかかると思うので利用しない。

※1 視覚障害者誘導用ブロック：視覚障がい者が歩行する際、足の裏の触覚や、白杖によりその存在および大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。平行する線状の突起を表面につけたブロックを「線状ブロック」といい、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる。点状の突起を表面につけたブロックを「点状ブロック」といい、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。

※2 障害者等用駐車スペース：障がい者等が円滑に利用できるように、幅が3.7m以上で、障がい者等用であることが見やすく表示されている駐車ます（スペース）のこと。

⑥ 3-3 まち歩き点検^{※1}

実際に御殿場駅周辺を歩くことで、地域のバリアの実態や問題点を把握することを目的に、まち歩き点検を開催しました。

当日は白杖や車いすの体験をしながら、バリアの状況を点検しました。

3-3-1 御殿場駅西側

御殿場市バリアフリー基本構想策定懇話会および御殿場市バリアフリー基本構想策定府内検討委員会のメンバーが、駅富士山口およびその周辺道路においてまち歩き点検を行いました。

日時	平成 23 年 11 月 28 日（月） 13：15～16：30
参加者	11 名（委員：6 名、事務局：5 名）
内容	まち歩き点検（13：15～14：30）、ワークショップ ^{※2} （15：00～16：30）



車いす体験



視覚障害者誘導用ブロックの確認



ワークショップ

3-3-2 御殿場駅東側

御殿場駅箱根乙女口周辺の住民で組織される「駅東地区まちづくり懇話会」のメンバーに協力いただき、駅箱根乙女口およびその周辺道路においてまち歩き点検を行いました。

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
日時	平成 23 年 9 月 12 日 15：30～17:00	平成 23 年 10 月 19 日 15：30～17：00	平成 23 年 11 月 11 日 15：30～17：00
参加者	11 名 ・懇話会委員：6 名 ・事務局：5 名	17 名 ・懇話会委員：10 名 ・事務局：7 名	18 名 ・懇話会委員：10 名 ・事務局：8 名
内容	まち歩き点検に関する事前説明	まち歩き点検の実施	まち歩き点検の結果とりまとめ



車いす体験



高低差の確認



ワークショップ

※1 まち歩き点検：高齢者や障がい者等とまちを歩いて、道路や施設内の問題点や課題を確認するための現地調査。
※2 ワークショップ：何かについてのアイディアを出し合い、意思決定をする集まりのことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業、体験の意見交換などにより相互理解を図り、新しい発見をし、問題解決の工夫を考えること。

3-3-3 まち歩き点検の結果

まち歩き点検で挙げられた、参加者からの主な意見を以下に示します。

御殿場駅（駅前広場）※◎			
■券売機※ 	●車いすに乗って券売機を利用するすると、届かない箇所がある。	■トイレ 	●東口駅前広場の多機能トイレ※ ¹ が老朽化している。
■エレベーター（西口） 	●位置(案内サイン※ ² による誘導)がわかりにくい。 ●乗降ボタンがわかりづらい。	■視覚障害者誘導用ブロック 	●初めて訪れた人にとっては視覚障害者誘導用ブロックだけの誘導ではわかりにくい。

※◎券売機以外は御殿場市が管理者となります。

県道沼津小山線			
■歩道 	●狭い。 ●横断勾配※ ³ が大きい。	■歩道 	●歩道よりも民地が低くなっている箇所がある。
■障害物 	●看板や駐車車両が敷地からはみ出している。	■側溝 	●側溝のふたの穴のカバーがずれている箇所がある。

※御殿場駅の券売機は、平成24年1月、車いす使用者に配慮したつま先部分の蹴込みが設けられ、タッチパネル式の券売機に変更されました。



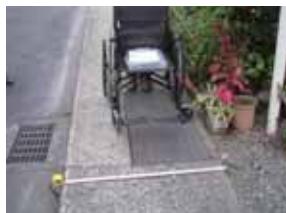
※1 多機能トイレ：高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児を連れた人等、誰もが円滑に利用できる構造のトイレで、オストメイト（人工肛門や人工膀胱を利用している方）用の洗浄器や乳幼児用ベビーベッドなどの機器を備えたもの。

※2 案内サイン：高齢者や障がい者等が迷うことなく目的地に到達できるように設定する道路案内標識や地図等の情報を提供するもの。

※3 勾配：傾斜（傾き）のこと。

県道御殿場停車場線			
<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●側溝のふたにガタツキ、隙間があり危険。 ●違法駐車がある。 	<p>■若宮交差点</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●若宮交差点には右折レンがないため、歩行者が通行する際に危ない。

県道御殿場箱根線			
<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●過去に車の進入用に歩道を切り下げていた部分が残っているため、歩道が傾いている。 	<p>■馬車道交差点</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●隅切り、横断歩道がなく、歩道の傾斜が急になっている。 ●交通事故が多い。

市道 0217 号線			
<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●狭い。 ●側溝のふたの穴が大きい。 	<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●縦断勾配がきつい箇所がある。

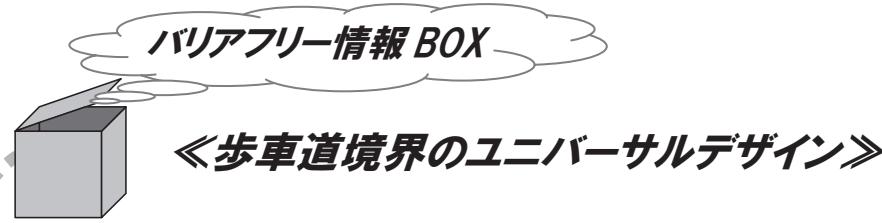
市道 0218 号線			
<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化している。 	<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●街路灯・電柱が歩道の中に設置されている。

市道 1649 号線			
<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●狭い。 ●でこぼこしている。 ●側溝のふたに不備がある。 	<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●民地の樹木が歩道へ迫り出している。

市道 4242 号線			
<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●照明灯やポールが歩道内に設置されており通行の障害となる。 	<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道が設置されていない側は、勾配がある。
<p>■視覚障害者誘導用ブロック</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●横断歩道(信号機)がない箇所があって危険。 	<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道が設置されている側は、勾配が緩く、車いすでも通行しやすくて良い。

(都)新橋深沢線			
<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●横断勾配がきつい。 ●店舗敷地と歩道の間に段差がある。 	<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●消火栓のふたが視覚障害者誘導用ブロックの妨げになっている。
<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●交差点部に段差があり、車いすでの通行が困難。 	<p>■歩道</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害者誘導用ブロックの連続性がなく危険。

その他			
<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始前に利用者（視覚障がい者等）に試験的に施設を利用してもらい、意見をもらうと良い。 			



横断歩道等に接続する歩車道境界部は、移動等円滑化基準では、縁端部の段差を「2cmを標準とする」とされています。

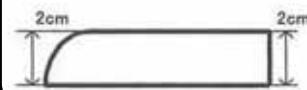
しかしながら、まち歩き点検（P27～P35）では、わずかな段差でも車いすでの通行の支障となっていました。

課題

横断歩道部における
車いすでの通行が困難



縁端部の基本構造



上記の課題に関連して、国土交通省では視覚障がい者、車いす使用者、杖使用者を対象に、歩車道境界の構造について評価実験を行い、望ましい構造を検証しています。

縁端部の段差を2cmとする基本構造をはじめ、様々な縁端構造と視覚障害者誘導用ブロックを組み合わせて比較検討を行った結果、比較的望ましいといえる構造の一例として、以下の図の構造が示されています。



図-比較的望ましいといえる構造の一例
(縁端高さ 1cm - 背面高さ 3cm - 表面勾配 10%(点状ブロック付))

今後もユニバーサルデザインを目指したより円滑な歩行空間の形成が望まれます。

※1 点状ブロック：点状の突起をその表面につけたブロックのことをいい、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。

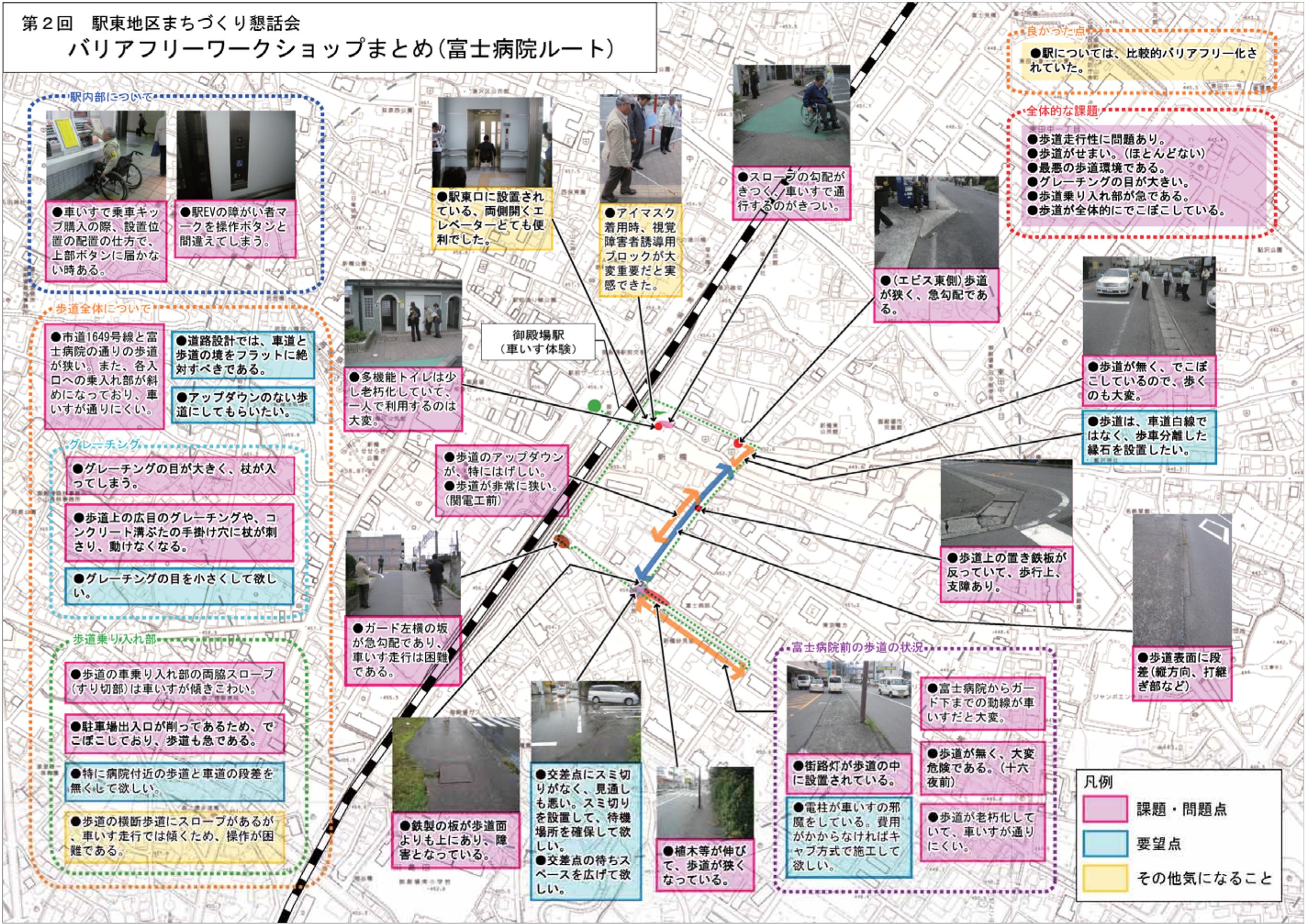
【参考資料】まち歩き点検 ワークショップ結果（御殿場駅西側 [外周り]）



【参考資料】まち歩き点検 ワークショップ結果（御殿場駅西側 [内周り]）



【参考資料】まち歩き点検 ワークショップ結果（御殿場駅東側 [富士病院ルート]）



【参考資料】まち歩き点検 ワークショップ結果（御殿場駅東側 [新橋深沢線ルート]）

